

塩釜地区消防事務組合公告第 2 号

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により受けた被害に係るもののうち、下記に示す事務手数料については、免除するもの。

令和4年4月8日

塩釜地区消防事務組合
消防長 小野 秀



記

1 減免期間

令和4年3月16日（水）から令和5年3月15日（水）まで

2 手数料が免除となる事務

塩釜地区消防事務組合手数料条例別表第1の左欄（一）条例別表第1の左欄（一）から（六）まで、及び別表第2から別表第5に掲げる事務の種類に応じた同表右欄に掲げる手数料を徴収する事務（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

3 免除割合

全額免除

4 その他

減免の承認を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を記載した減免申請書（様式第1号）を各手数料を徴収する事務に係る申請書等に添付し提出すること。